

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務 評価基準書

1. 目的

本基準は、倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

2. 選定機関

提案書の評価および第一優先交渉事業者の選定は、倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務受託選定委員会が行う。

3. 評価方法

(1) 審査条件

応募事業者が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- 費用見積金額が「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- 「実施要領」及び「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

(2) 一次審査

応募事業者が4者以上の場合は、企画提案書の内容について下記のとおり書類審査し採点する。

- 一次審査は「企画提案書」「提案価格」の2項目により評価を行う。
- 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3者をプレゼンテーション審査対象とする。
- なお、応募事業者が3者以内の場合は一次審査を行わない。

(3) プレゼンテーション審査

応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容の評価し、採点する。

(4) 第一優先交渉事業者の選出

プレゼンテーション審査における点数をもって最終的な評価点とし、応募事業者の順位付けを行い、点数が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を、次点事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上ある場合は、次の順で選定する。

- ① 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。
- ② 上記①で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

4. 評価基準表

| 1. 一次審査による審査項目 | | |
|-----------------------|---|-------|
| 1 | 企画提案書により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況 ・ 業務実績 ・ 業務執行能力 ・ 3D コンテンツの制作 ・ ウェアラブル端末の導入 ・ ランディングページの制作 ・ 3D コンテンツによる企業紹介イベントの開催 ・ 3D コンテンツ制作体験イベントの開催 ・ 打ち合わせ協議 ・ 独自提案（あれば） | 370 点 |
| 2 | 提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性 ・ 費用対効果 | 30 点 |
| 2. プレゼンテーション審査による審査項目 | | |
| 1 | 企画提案書に基づくプレゼンテーションにより以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況 ・ 業務実績 ・ 業務執行能力 ・ 3D コンテンツの制作 ・ ウェアラブル端末の導入 ・ ランディングページの制作 ・ 3D コンテンツによる企業紹介イベントの開催 ・ 3D コンテンツ制作体験イベントの開催 ・ 打ち合わせ協議 ・ 独自提案（あれば） | 370 点 |
| 2 | 提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性 ・ 費用対効果 | 30 点 |

上記の評価基準表におけるプレゼンテーション審査での点数により第一優先交渉事業者を決定する。

以上